

防災対策調査特別委員会 会議記録

- 1 期 日 令和 8 年 3 月 24 日（火）
午前 9 時 23 分 開会
午前 10 時 38 分 閉会
- 2 場 所 第 3 委員会室
- 3 出席委員 委員長 義本 みどり
副委員長 中尾 浩二
委員 石田 清、岡本 昭治、
北原 大策、清水 寛、
米田 達也
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明員 （別紙のとおり）
- 6 傍聴議員 なし
- 7 事務局職員 主幹兼総務係長 船越 初美
- 8 会議に付した事件 （別紙のとおり）

防災対策調査特別委員長 義本 みどり

防災対策調査特別委員会 次第

日 時：2026 年 3 月 24 日（火） 9：30～

場 所：第 3 委員会室

1 開 会

2 委員長あいさつ

3 協議・報告事項

- (1) 新しい防災気象情報と豊岡市地域防災計画の修正概要について

○危機管理部 危機管理課

- (2) 豊岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○健康福祉部 健康増進課

- (3) 2026 年度管外行政視察研修について

4 その他

5 閉 会

防災対策調査特別委員会名簿

＝出席不要もしくは欠席

【委 員】

職 名	氏 名
委 員 長	義 本 みどり
副 委 員 長	中 尾 浩 二
委 員	石 田 清
委 員	岡 本 昭 治
委 員	北 原 大 策
委 員	清 水 寛
委 員	米 田 達 也

7名

【当 局】

職 名	氏 名	職 名	氏 名
危機管理部長	畑中 聖史	危機管理課長	松岡 久雄
健康福祉部長	原田 政彦	健康増進課長	宮野 千晶
健康福祉部参事	若森 洋崇	健康増進課参事兼保健センター所長	澤口久美子
		健康増進課参事【説明補助員】	武田 満之
コウノトリ共生部長	坂本 成彦	農林水産課長	浪華 誠
		農林水産課参事	村田 光弘
		農林水産課参事	西村 文紀
都市整備部	富森 靖彦	都市整備部次長兼建設課長	久田 渉
		建設課参事	和田 征之
		建設課参事	谷口 浩二
		建設課参事兼国県事業推進室長	北村 省二
城崎振興局長	富岡 隆	地域振興課長	木村 弥江
竹野振興局長	吉村 容子	地域振興課長	小林 昌弘
日高振興局長	柳沢 和男	地域振興課長	吉田 政明
出石振興局長	木之瀬晋弥	地域振興課長	三宅 徹
但東振興局長	井上 靖彦	地域振興課参事	木下 喜晴
上下水道部長	谷垣 康広	下水道課長	野畑 修身
		下水道課参事	羽渕 浩史
消防長	井崎 博之	本部参事	土肥 貢
		本部参事	井上 光彦

32名

【議会事務局】

職 名	氏 名
主幹兼総務係長	舩越 初美

午前9時23分開会

○委員長（義本みどり） おはようございます。定刻より大分早いんですが、皆さんおそろいですので、ただいまから防災対策調査特別委員会を開会いたします。

それでは、皆さん、改めましておはようございます。年度末で人事異動も発表になり、また、プライベートもいろいろ移動があったりと、なかなか落ち着いた時期ではあるかとは思いますが、それぞれの思いをしっかりと胸に秘めて、また4月から頑張りたいと思いますので、しっかり今日は勉強、一緒にさせていただければと思います。

すみません、それでは……（発言する者あり）本日の委員会に当たり、当局から説明補助員として健康増進課、武田参事を出席させたいとの申出があり、許可をいたしておりますので、ご了承願います。

それでは、早速ですが、3番の協議・報告事項に入りたいと思います。

現在、委員会の会議録は市議会ホームページで公開しております。委員会での発言は、委員長の指名の後、マイクを使用して発言者名を名のってから行っていただきますようご協力をお願いいたします。また、金額や年月日などの言い間違い、個人情報や未確定事項などについて、不適切な発言がないよう慎重を期してください。

それでは、（1）新しい防災気象情報と豊岡市の地域防災計画の修正概要について、まず、新しい防災気象情報と豊岡市地域防災計画の修正概要についてを議題といたします。

なお、今回の委員会開催に当たり、正副委員長のほうで項目について検討いたしました結果、新しい防災気象情報と豊岡市地域防災計画の修正概要について知識を深めることで意見がまとまりました。

それでは、危機管理課、説明をお願いいたします。
危機管理課、松岡課長。

○危機管理課長（松岡 久雄） それでは、私から、新しい防災気象情報と本市の地域防災計画の修正概要について説明させていただきます。

資料2つありますので、順次説明をさせていただきます。

きます。

まず、資料1をご覧ください。新しい防災気象情報についてです。

令和8年5月下旬から、気象台等が発表する防災気象情報が新しくなります。この資料は、先日、2月に開催しました防災会議で、神戸気象台の方から説明を受けたときの資料となります。この資料を基に、新しい防災気象情報について説明させていただきます。

それでは、資料1の2ページをご覧ください。このたび新しくなる気象情報は、1つ目は河川氾濫、2つ目が大雨、3つ目が土砂災害で、4つ目が高潮、この4つの区分となります。大雪等その他の気象情報はこれまでどおりということになっております。

今回の変更は、この4つの区分が避難行動に対応した5段階の警戒レベルと整合させて発表されるということになりまして、レベル4相当の情報として危険警報というのが新設されます。また、発表時は、例えばレベル4大雨危険警報のように、情報名称そのものにレベルの数字をつけて発表されます。つまり、レベル4イコール避難指示、レベル3イコール高齢者等避難として考えますと、避難行動を起こす一つの基準として分かりやすくなったのではないかと考えております。

3ページをご覧ください。河川氾濫等に関する情報の主な変更点についてです。これまで洪水警報、注意報として発表されてきましたが、洪水予報河川を対象とした河川ごとの情報として発表されます。対象河川は但馬地域では円山川と出石川で、対象市町は豊岡市のみということで想定されています。その他の河川につきましては、大雨に関する情報で扱われるということで伺っております。

4ページをご覧ください。大雨に関する情報についてです。本市においては、円山川と出石川を除く河川の外水氾濫等も対象に、5段階の警戒レベルに合わせて発表されます。新たに警戒レベル4相当の情報として、大雨危険警報が新設されます。

なお、今回の基準設定は、現行の浸水キキクル、それから洪水キキクルの基準設定と同じであると

聞いております。また、局地的な大雨により市町村内のごく一部で危険度が高まるような事象については、情報発表の対象とはなりません。

続きまして、5ページをご覧ください。土砂災害に関する警戒レベル相当情報の整理についてです。これまでレベル4相当の情報としましては、土砂災害警戒情報として発表されていましたが、今後はレベル4土砂災害危険警戒情報として発表されます。また、指標につきましても、土砂災害警戒情報で用いてる指標、土壌雨量指数と60分雨量の2つの要素に統一されると伺っております。

特に変わった点としましては、レベル3土砂災害警戒情報の基準です。これまでレベル3相当となる大雨警戒（土砂災害）を発表しても、土砂災害警戒情報基準に到達しない事例が多くあったと気象台から聞いておりまして、いわゆる空振りの状況が多いということが課題だったようです。今回の変更では、レベル3土砂災害警戒につきましては、警戒レベル4の土砂災害危険警戒の基準に到達すると予測される時刻から3時間のリードタイムを取って発表されることに変更になります。また、あわせて、土砂キキクルの同じ基準で運用されるということも伺っております。

続いて、6ページをご覧ください。高潮に関する情報の主な変更点です。今回変更する中で一番大きく変わる防災気象情報ということになります。

現行では、高潮特別警戒と高潮警戒が同じ警戒レベルで、また、レベル5相当の情報として高潮氾濫発生情報というのがありました。そちらは都道府県が発表する情報となっておりまして、気象台が発表する情報と混在していたというのが現状であります。

今回、高潮特別警戒がレベル5相当の情報となりまして、また、これまで潮位などの現況の数値等を基に発表されていた情報が、新しく変わりましたからは、レベル4相当の基準となる潮位からタイムリードを取って情報が発表されるということに変わっていきます。つまり、これまででは注意報レベルの潮位になれば注意報が出るということでしたけれ

ども、新しい基準では、レベル4相当の基準の6時間前に高潮危険警戒が発表されてまして、さらにその6時間前に高潮警戒で、さらにその6時間前に高潮注意報が出るということになります。言い換えますと注意報が出ましたら、ほぼ間違いなく12時間後ぐらいには高潮危険警戒が出るということに変わってくるということになりまして、注意報が出た時点では、その避難行動を考えていくと、何かしらのアナウンスをしていくというようなことになっていくことになります。

ですので、昨年度、警戒出てますけど、例えばこれまでのように津居山のところでちょっと路面がつかるといようなレベルでしたら、もう何も出ないということになります。その潮位が最大値であれば、逆にもう注意報すら出ないということに変わってくるということで、今回、大きく変わってるということになります。

7ページをご覧ください。気象庁のホームページで情報提供されています早期注意情報、警戒級の可能性の主な変更点についてです。令和8年度出水期からは、これまで大雨に含めていました土砂災害の警戒級の可能性が切り分けられて発表されます。また、明日までを対象とした時間幅を6時間の幅に改めるとともに、明後日についても午前、午後に分けて発表されるということを伺っております。

次の8ページをご覧ください。今回の新たな防災気象情報の運用開始に合わせまして、新たに時系列情報が提供されます。時系列情報は、警戒や注意報等に先立って気象の見通しを提供する予測情報で、翌日までの気象情報の見通しを3時間単位で毎日4回提供されるということになります。

続きまして、9ページをご覧ください。気象防災速報についてです。警戒レベル相当情報やそれ以外の警戒等を補足する情報としまして、線状降水帯など、顕著な現象が発生または発生しつつある場合に発表される情報のことです。警戒の対象となっていないもので、予測が困難で発生した場合についても、相当の被害をもたらす現象につきましても発表されていくということに伺っております。今後は気象

防災速報という冠がつけられて発表されるということになりまして、おおむね二、三時間前の予測として、例えば線状降水帯直前予測などが新たに発表されるということになっております。

10ページをご覧ください。気象解説情報についてです。こちらは資料のとおりということで、これまでからも発表されてきた情報なんですけども、何に着目した情報なのかがより分かるように表記されるようになったということを伺っております。

また、次の11ページ、12ページにつきましては、これまで説明してきた内容を簡単にまとめておりますので、こちらにつきましては、ご清覧いただければというふうに思っております。

なお、このたびの新しい防災気象情報につきましては、市広報の5月号、4月24日発行予定のものにおいても、記事掲載するという事で予定しております。

続きまして、資料2をご覧ください。本市の地域防災計画の修正概要について説明をさせていただきます。

本市の地域防災計画につきましては、原則毎年度、国の防災基本計画や災害対策基本法など、関係計画等の変更を踏まえまして、県の地域防災計画が変更されます。その変更に基づきまして本市の地域防災計画の必要な変更等を行い、その内容を本市の防災会議に審議いただきまして、計画内容の更新を図るという手順でやっております。先月の2月26日に本市の防災会議を開催いたしまして、その会議の資料により、今回の本市の地域防災計画の主な修正概要を説明したいと考えております。

それでは、2ページ目をご覧ください。このたびの本市の地域防災計画の見直しに係る主な事項についてですが、大きく分けると4つございます。まず、県の地域防災計画の見直しに係る修正ということで、1つは、国の防災基本計画ですとか南海トラフ地震防災対策基本計画に基づく修正、それから2つ目が災害対策基本法及び災害救助法の改正に基づくもの。また、それ以外に本市の独自の修正としまして、豪雪時の災害対策本部等の設置基準の明

記と、それから先ほども少し触れました高潮で、高潮の災害避難基準表の見直し、こちらのほうについて、この4項目、主なところとして上げさせてもらっております。

なお、先ほどの資料1で説明しました、5月下旬からの新たな防災気象情報につきましては、国の防災基本計画や県の地域防災計画、その他の関係ガイドライン、マニュアルの見直しの公表に合わせまして、本市の地域防災計画についても見直しを行うことを予定しておりますが、この高潮の災害避難基準表の見直しに関しましては、新たな運用開始に伴い、不整合が生じるということで今回、先行して本市の地域防災計画を見直すこととしております。

3ページをご覧ください。県の地域防災計画の見直しに係る修正についてです。国の防災基本計画と南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく修正になりますけれども、中でも国の防災基本計画の修正に基づき、計画の基本的な考え方の中の減災対策の推進について、災害への対応力を高めていくことに加え、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備をするという考え方が今回加わりました。

4ページをご覧ください。その考え方の変更を受けまして、民間事業者との応援協定の締結につきましても、災害時に迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるといった内容が追記されまじたり、それから災害対応の長期化への考慮や事前応援協定の締結等については、関係機関相互の競合や相互依存の関係性に十分に留意して、相互の連携協力体制についても、あらかじめ十分に調整するといった内容が今回追記されることになります。また、災害対応業務に従事する職員につきましても、安全確保に留意するというだけではなくて、健康管理と安全確保を徹底するというような内容に変わってきております。

5ページをご覧ください。災害復旧や災害からの復興の観点から、被災者支援システム等、被災者の支援業務を支援するシステムの活用について今回、明記されております。本市では、2026年度の新年度予算で、県下で統一した被災者システムの導入

に係る経費を今回計上しております。先日、総務委員会におきましてもご審議をいただいたというところでございます。同システムの導入によりまして、被災市民に係る災証明書の発行の迅速化ですとか、大規模災害時における市町相互間の災害応援や受援についても有効であると考えております。

続きまして、6ページをご覧ください。備蓄状況の公表や新物資システムの活用についても追記することとなっております。備蓄につきましては、資料にもありますとおり、携帯トイレや食料品、それから飲料水、乳幼児用の粉ミルクや乳児・小児用おむつ、大人用おむつなど、要配慮者や女性、子供に配慮した物資の備蓄について、具体的に明記されたこととなります。本市では、既に対応してきているのですが、ただ、この備蓄状況を年に1回、広く市民へ公表するということになりました。本市では、資料に書いてますけれども、基本8品目と言われます、被災者の命と生活環境に不可欠な物資について公表していこうと考えております。

なお、備蓄物資の管理につきましては、国の新物資システムを活用することにつきましても追記されておりました、本市ではもう既に対応をしているところでございます。

続きまして、7ページをご覧ください。次に、県の地域防災計画の見直しに係る修正の中の災害対策基本法及び災害救助法の改正に基づく修正についてです。このたび、災害救助法の適用となる項目に福祉サービスの提供という項目が追加されました。福祉サービスの具体的な提供内容につきましては、資料の記載のとおりなのですが、これまで対応してきた内容が改めて災害救助法の適用を受けるということになります。

続きまして、8ページをご覧ください。ここからは本市独自の修正内容ということになります。

まず、豪雪時の災害警戒本部及び災害対策本部の設置基準につきまして、積雪深観測点の2分の1以上や3分の2以上が警戒積雪深を突破したときということとしておりました、積雪深観測点及び警戒積雪深は資料編に示すとしておりました。一方で、

特に本市の除雪業務を実施します建設課では、本市の除雪計画書に基づき対応を行っています。本市の地域防災計画における現在の観測点と、それから本市の除雪計画書に上げる観測点が一部を相違しているということから、平時からの大雪への警戒について差異が生じるおそれも否めないということで、地点等の明確化を図る必要があるというふうに判断をいたしました。そこで、本市の除雪計画書における積雪量観測点及び警戒積雪深一覧表の観測点を、災害体制の基準となる観測点とすることで修正を図ることといたします。

なお、本市の除雪計画書では、13地点が観測点となっております、これは県の除雪計画書も同じと伺っております。

続きまして、9ページをご覧ください。高潮災害避難基準の見直しについてです。資料1の新たな防災気象情報につきましても、説明したとおりなのですが、現状では特別警戒と警戒が同じ警戒レベルとなっております、高潮注意報が警戒レベル2と3相当に分かれ、県と気象台が発表する情報が混在しております。この気象情報が、高潮特別警戒は発表基準を変更して警戒レベル5相当情報として運用し、また、警戒レベル前に情報体系を整理して、避難行動との関係を明確化されます。レベル4相当、レベル3相当、レベル2相当の情報は、浸水被害のおそれがある状況から、先ほども言いましたリードタイムを取って発表するという運用に変更されるということになりました。

次の10ページをご覧ください。レベル5高潮特別警戒を緊急安全確保の発令基準、それからレベル4高潮危険警戒を避難指示の発令基準、それからレベル3高潮警戒を高齢者等避難の発令のトリガー情報として設計されることになっておりますので、レベル4の基準が浸水被害のおそれがある状況となる高さに設定されまして、そこから6時間ごとのタイムリードを取って、レベル4以下、高潮危険警戒、高潮警戒、高潮注意報が発表されるということになります。

次の11ページをご覧ください。そこで現行の本

市の計画では、国が目指すトリガー基準として活用できるような、今の現計画のことですけど、活用できるような仕組みではないこと、それからまた新たな潮位基準が運用されて、現行の潮位基準が使えないことから、5月下旬以降の新たな防災気象情報の運用では、本市の高潮避難情報との不整合が発生するということになります。したがって、現行計画との不整合を解消して、高潮浸水想定区域内の住民の混乱の回避に努めることが必要ということになってきます。

次の12ページをご覧ください。そこで、新たな防災気象情報の運用開始日から高潮災害避難指示につきましては、高潮警報、高潮危険警報等の発表に合わせて発令の目安としていくこと、リードタイムは、この見直しにより高齢者等避難及び避難指示のリードタイムが拡大すること、以上の高潮災害に対応するための市の警戒レベルごとの対応を見直しすることとしております。住民避難につきましては、リードタイムが確保できる場合は、日の出または日没などを考慮して避難情報を発令するという形で、住民避難の安全性を高めるように努めることとしていきます。

なお、河川氾濫、大雨、土砂災害につきましても、防災気象情報に変更されますけれども、それぞれ避難指示ですとか高齢者等避難等の発令の目安として活用しやすくなる方向への変更となるため、高潮のように、現行計画との不整合は発生しないと考えております。国の防災基本計画や県の地域防災計画等の見直しの公表に合わせまして、本市の地域防災計画についても、その点につきましては、見直しをしていくことと考えております。

以上で主な変更箇所の説明を終わらせていただきますけれども、今回の修正では、その他の国の防災基本計画ですとか南海トラフ地震防災対策推進計画に基づく県の地域防災計画見直しに係る細々とした修正のほか、語句の表記統一、それから社名の変更等も含まれておりまして、現在、防災会議の各委員さんからの意見等を取りまとめているところでございます。最終的には修正内容が確定して兵

庫県知事へ報告するとともに、公表を行うこととしておりますので、その際にはご一読いただければと考えております。

説明は以上です。

○委員長（義本みどり） 説明は終わりました。

質問等はございませんか。

清水委員。

○委員（清水 寛） すみません。まず、2点お聞きしたいんですけども、1点目は、5月の広報で周知をしていきますというような話でした。ただただ周知するだけでは少し不足なのかなというふうにも思いますし、市民の避難行動っていう部分でいえば、マイ避難カードっていうのが市のほうでは作ってるんですけど、その辺でマイ避難カードが修正があるのかどうかということと、それを含めて、改めて周知をすることで自分事として考えてもらうっていう機会をしたらどうかと思うんですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。

○委員長（義本みどり） 松岡課長。

○危機管理課長（松岡 久雄） まず、周知につきましては広報にも掲載するのですが、当然ホームページですとか、恐らく本市からだけの発信ではなくって、近くなってきますと、マスコミ等も含めまして、かなり大々的な周知になってくるのではないかと考えてます。現時点では、申し上げたとおり、5月下旬という、まだ明確な発表がございませんが、これが例えば5月の二十何日とか具体的になってきますと、おのずと報道関係、報道機関からの情報提供もかなり活発になってくるのではないかなと思っております。またそういったものも含めまして、危機管理部としましても広報には努めていきたいと思っておりますし、先ほどマイ避難カードの話にもございましたが、こちらにつきましては、特に例年、たくさんご要望いただいております地域への出前講座などでも結構取り上げて、話をさせていただいております。これまでからの出前講座の中でも、マイ避難カードというのは作って終わりではなくて、その都度、その時点で見直しをしていただきたいというようなことをも併せてやってきてるつもりではござ

いますので、そういったところにつきましても、継続して頑張って啓発していきたいなと思っております。以上です。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） マイ避難カードっていうのが、なかなか周知が届いてない部分っていうのもあるのかなというふうに思いますし、今回かなり大幅に変えてくるという中から、少しそういう部分も見直しの中に含まれるのかどうかというところはいかがでしょうか。

○委員長（義本みどり） 松岡課長。

○危機管理課長（松岡 久雄） まず、基本的には風水害が一番近いかなと思ってるのですけれども、その逃げるタイミングにつきましては、今回の気象警報を絡めますと、先ほども説明しましたとおり、レベルごとに分けた気象警報ということになりますので、例えば高齢者等避難で逃げようというふうに考えられてた方は、例えばこの中のトリガーの一つに、気象警報、気象情報が一つは含まれてくるということにもなるかと思えます。住まれている地域ですとか場所等によって当然、浸水一つとってもリスクが変わってきますし、それぞれのタイミングで、家族の構成もございますし、そういったものも踏まえて、それぞれのタイミングで逃げる、タイミングや場所ですとか手段ですとかっていうのは、最終的には各世帯単位といいますか、そこで日頃から考えていただくというか、それをこちらも頑張って啓発してきてるつもりではあるんですけども、そういったところにプラスアルファ、避難するトリガーとしては使いやすくなるのではないかなと考えています。

ただ、高潮につきましては、根本的に今回変わりますので、例えば昨年度、夏場に警報が出て、高潮警報も何回か出てるんですけど、津居山の漁港辺りの道路面が少しつくというような状況では、今回の考え方からすると、注意報すら出ないというのが今回変わってきた点になります。いわゆる危険警報、高潮危険警報っていうのは、もう少し潮位の高いところに基準が設けられて、避難行動が必要というところ

の設定になりますので、それを踏まえての6時間前、6時間前というような形で警報が出たり、注意報が出たりというようになっていきます。そこから考えますと、昨年、これまで大潮のときのように、ちょっと路面がつかるといことは、もう気象警報からは何も出ないっていうことになりますので、その辺りについては、危機管理部としましては、担当地域である城崎振興局とも連携を取りながら、潮位等の動きも、こちらのほうで潜っていきまして注意喚起の情報は同じ状況でできるようにはしていきたいですし、その避難行動も含めまして、3月の上旬に関係区とも先行してお話をさせていただいております。

ですので、相談も具体的にしながら、地域と一緒に進めていきたいと思いますということも言っておりますので、その辺りは情報提供が落ちることのないようには、きっちり対応していきたいなと思っております。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） ありがとうございます。

もう1点、福祉サービスの提供というのが今回新しく入ってきたということになりまして、この部分に関しては、基本的に住民単位でいえば民生委員さんとか福祉委員さんっていうところにお世話にならないといけないんだろうなというふうに思います。その点でいえば、担当部局として危機管理のほう接点として持つのか、それとも福祉のほう接点として持つのか、その辺の体制というのはどのように今考えておられますか。

○委員長（義本みどり） 松岡課長。

○危機管理課長（松岡 久雄） まず、有事の際の体制というのは、基本的には平時での体制の延長と考えておりますので、有事の際の、いわゆる避難ですとか、福祉関係の部署ですとか、そういった割り振りをさせてもらっているつもりではございます。ですので、福祉部局が基本的には対応していくことになるのですが、ただ、今回の大きな変更点は、そういった福祉サービスの提供に関する、いわゆる費用面といいますか、そういったところも実際、大

きな災害があったときには救助法の対象になってくるということで、その辺りが変わってきているところと大きな変更点ということになります。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） 特に民生委員さんは今回、大幅に改選っていうか、全員替わっているということもありますし、今回の情報っていうのは恐らくしっかりとお伝えをする機会を持たないと、なかなかその辺は、ただ替わっただけで、引継ぎをっていうことと少しずれが生じるのかなというふうに思いますから、その点についても少し配慮していただけたらなと思います。以上です。

○委員長（義本みどり） ほかがございますか。
岡本委員。

○委員（岡本 昭治） 今、清水委員がお話しされた件なんですけども、どうしても住民っていうのは発表するだけではなかなか、私らもそうなんですけど、周知できないということがありますので、できたら、どっかのタイミングで地区の説明会だとかいうことを開催される計画っていうのはないでしょうか。

○委員長（義本みどり） 松岡課長。

○危機管理課長（松岡 久雄） さすがに全地区対象にというのは、時間的なことも含めまして正直、不可能かなと思っております。ですので、なるべくそういった広報の手法を用いて、あとは出前講座ですとか個別に行ける機会など、極力そういったものうまく使ってやっていきたいなと思っております。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。

もう一つ、地域の防災計画の修正がまだ出てないんですけども、ここに県の段階で南海トラフ地震の想定が出てます。実際、南海トラフ地震が来る来るっていつて危ないっていうことはよく分かるんですけども、豊岡として、南海トラフ地震が発生したときに、どれぐらい影響があるかっていうのはどっかに表示されてるのでしょうか。それともそれはないのでしょうかね。

○委員長（義本みどり） 松岡課長。

○危機管理課長（松岡 久雄） 実際、今想定としま

したら、例えば地震規模で考えますと、最大で今、あくまでも想定ですけど、震度5強と伺っております。ただ、兵庫県としましては、そういった南海トラフのときの災害想定ということで県が中心になってやっているのですけども、どちらかというと、兵庫県北部は助けるほうに今考えられてるということで、南部のほう、特に淡路島辺りが一番大きな被害が想定されてくる中で、例えば但馬、豊岡市ですとか養父市、朝来市もそうなんですけども、そういったときは助けに、次の復旧・復興について手助けに行ってほしいというような、案になっていて、また具体的な内容等は2年計画で今、具体的に進められています。県も今年度からされてる部分もありますので、何かともっと具体的には見えてくるかなと思ってますけど、イメージとしましては、そういう方面で但馬の役割としては、県は考えられてるということを伺っております。

○委員（岡本 昭治） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（義本みどり） ほかがございますか。
北原委員。

○委員（北原 大策） 資料の2の4ページにあります職員の健康管理と安全確保ということで、現行と改正後っていうことで、職員の健康管理と安全確保を徹底するっていうふうに文言が書き加えられていると思うんですけども、これ現行に比べて一段強くなってるんですけど、例えば、もちろん大事だと思うんですけど、健康管理とかを徹底するっていうのはどういう、何か手だてというか、数値化したりとかいう確認したりする手だてっていうのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長（義本みどり） 松岡課長。

○危機管理課長（松岡 久雄） こういう言葉が入ったというのは、いわゆる災害対応の長期化が一つの大きな柱かなと考えております。ですので、例えば台風が接近して避難所等を開設して、それで被害がなくて、それで初期、初動だけで終わるということであればいいんですけど、例えばそれが残念なことに大きく被災をするということになると、その後の

復旧・復興になり非常に長期戦といえますか、時間を要するということですので、職員が倒れてしまうと、当然そこが立ち行かなくなりますので、うまく交代制みたいところで、きちっと職員の健康管理というところを踏まえた中で、お一人お一人の体制をしっかりと、例えば各部ごとに対応していくとかいうようなことを具体的には考えていかなければならないと考えております。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。非常に大事なことだと思います。職員さんもちろん被災、同時にされてる可能性って非常に高いと思う中で、ご自身のこともあったり、ましてや住民のことをしないといけないうということになると、これ二重に被災することになってしまうと思うので、もちろん管理の徹底をしていただきたいんですけど、ただ、この文言だけがきれいごとになってしまって、本当にじゃあ、その次の体制まで着手できているのかどうか、それしてるのかどうかっていうのがちょっと気になったので、文言を一段上げるっていうことはもう大賛成ではあるんですけど、じゃあ、実際に本当に日替わりにするのか、時間でするのかっていうのをまず、そこに人員を今当てはめる必要はないと思うんですけど、こういうルーチンでっていう枠だけでも決めておくのと、実際に現場で起こったときには、そのとおりになかなかないことも多分あると思いますので、できる限り予測してつくっておくっていうのが大事ななと思いますので、ぜひここは集中していただきたいと思いますと思ってます。よろしくお願いします。

○委員長（義本みどり） よろしいですね。

ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） それでは、ないようですので、新しい防災危機情報と豊岡市地域防災計画の修正内容については、この程度でとどめておきたいと思います。

ここで委員会を暫時休憩します。

午前１０時０６分休憩

午前１０時１５分再開

○委員長（義本みどり） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、報告事項として、健康増進課から報告についての申出があり、これを許可しておりますので、ご了承願います。

それでは、健康増進課から、豊岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について説明をお願いいたします。

○健康増進課参事（澤口久美子） それでは、よろしく願いいたします。私のほうからは、豊岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の素案概要について説明させていただきます。

せんだっての文教民生委員会のほうでも説明をさせていただいております。内容が重複するかと思いますが、よろしく願いいたします。

本計画につきましては、危機管理課のほうと内容のほうを検討しながら、策定のほうを進めております。

資料の１枚目のほうをご覧ください。計画の位置づけとしましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法第８条の規定に基づき、計画を改定することとなっております。政府及び県行動計画と整合性を図りながら、改定を行う必要があります。豊岡市行動計画は令和８年６月改定を予定しております。

市計画の主な改正点につきましては、先ほどもご挨拶のほうでもありましたけれど、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえての計画の見直しになっておりまして、具体的で実効性のある内容とすることとしております。

次の資料をご覧ください。２枚目の資料をご覧ください。主な改定の内容ですが、表の中で旧計画と新計画とを比較をしております。表の２段目ですが、対象疾患については、旧計画では新型インフルエンザがメインでしたが、新計画では新型コロナウイルス、新型インフルエンザ、それ以外の呼吸器感染症も念頭に記載を充実する予定です。３段目は、発生段階から対策段階という考え方に変更されまして、準備期、初動期、対応期の３期に分けて、準備期と

して平時の取組が充実するように記載を予定しております。市が取り組む対策項目を6項目から7項目へ変更し、内容の拡大を予定しています。赤字にしております項目が、拡充及び新規の項目となっております。

資料の3枚目をご覧ください。今後のスケジュールとしまして、委員会で報告をさせていただきまして、概要の説明をさせていただきまして、学識経験者、県への意見聴取を行います。以後、4月にパブリックコメントを実施し、5月、市長総括説明にて策定報告を行い、6月に計画の策定を予定しております。

では、資料4ページ目、4枚目をお願いします。対策の項目ごとの主な取組、7項目の概要となります。本日は、主に旧計画から変更になった内容を中心に説明させていただきます。

4枚目の資料、実施体制につきましては、大きな変更点はありませんが、主に危機管理課と、この内容については、調整を図りながら検討を行っております。

資料5枚目をご覧ください。変更箇所を赤字で記載しております。項目の2つ目、情報提供・共有に加え、リスクコミュニケーションという、ちょっと聞き慣れない言葉なんですけど、この言葉が追記となり、拡充となっております。左下のほうに注釈のほう入っております。追加内容としましては、各期において偏見・差別、偽・誤情報に対すること、また、市と市民等との双方向のコミュニケーションの準備や実施などということとなっております。

では、6枚目の資料ですが、蔓延防止に関しては、項目の変更がありませんので、今日は割愛させていただきます。

次に、7枚目の資料をご覧ください。4つ目のワクチンについては、新規項目となっております。旧計画では、予防接種という項目として記載はありましたが、ワクチンの接種体制についてより具体的に記載を予定しております。

追加項目は、ワクチン接種に必要な資材の確保方法と必要時、速やかに確保する際、体制の確保、供

給について追加をしております。また、健康被害救済についても追加となっております。

次、8枚目をご覧ください。ここの保健は新規の項目で、主に県が行います健康観察、生活支援に協力をするということとしています。

6の物資も新規の項目です。平時から、感染症対策物資の備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等の実施を行うこととしております。ここの物資につきましては、危機管理部のほうで管理されております災害時に使用されます物資や資材の備蓄についても、必要時に必要に応じて相互に兼ねることというふうに記載を予定しております。

最後に、7つ目ですが、市民生活及び市民の社会経済の安定の確保という項目も以前、旧計画にも記載されております内容ですが、対応期において心身への影響に関する施策、教育及び学びの継続に関する支援を追加する予定としております。

簡単ですが、以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（義本みどり） 説明は終わりました。

何か質問があればお願いいたします。

○委員（清水 寛） いいですか。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） すみません。コロナを受けての新たな見直しということで、本当に重要な項目がたくさん盛り込まれたなというふうに、お伺いして思いました。その中で、いわゆるリスクコミュニケーションっていう部分が特に偏見や誤情報と、いわゆるフェイクニュースに関しての対応ってめちゃめちゃ難しいかなと思うんですけども、その点について何か今考えられておられることってありますか。

○健康増進課参事（澤口久美子） すみません。

○委員長（義本みどり） 健康増進課、澤口参事。

○健康増進課参事（澤口久美子） 今、委員おっしゃられたように、とても難しい対応になるかなと思います。以前の新型コロナのときにもそういった誤情報もたくさんあって、市民の方が混乱されたこともあったかなと思います。国のほうとしては、コール

センターの設置ということで一応進めるようにというふうな記載がありまして、そういった設置するコールセンター等で、市民の方からのご質問ですとかご意見ですとかをお伺いする中で、どういったことが本当の内容で、どういったことがお困りの内容かっていうところを聞きながら、そういうことをまた整理しまして、市民の方に発信をしていくというふうなことが少し具体的なイメージかなというふうに思っております。あとは市のSNS等を活用させていただきながら、随時、国や県のほうから入ってきます正しい情報を市民の方に発信をさせていただいて、ご意見いただいたものをまた返すというふうなやり取りをしていくというふうなことを、今イメージをしております。以上です。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） 本当にこの部分っていうのは、何がどういううわさになるのかが分かんないですし、打ち消そうとすればするほど、実は本当だっていうので、かえってそういう混乱がさらに炎上するっていうこともあります。本当にそういう意味では冷静に今、話題になっていることというのをしっかり伝えていく、その伝え方っていうことにも十分配慮してやっていただきたいなと思います。以上です。

○委員（岡本 昭治） ただいま私、聞こうと思ってたこと、同じ内容でしたので、分かりましたので、承知しました。

○委員長（義本みどり） ほかにありませんか。
北原委員。

○委員（北原 大策） すみません。こういう、私、行政のことがちょっとよく分かってないですけど、この策定計画とかは、基本的に国が決めたのが県に下りてきて、市に下りてきて、市が独自にこの本市に合ったように内容を変えていくっていう流れかなとは思いますが、どういうのかな、十分それを議論できる時間というのがあるものなのか、本市に合ってるかどうかっていう内容をね。もうちょっと、外れてるかもしれないですけど、聞きたいんですけど、この計画自体がどれぐらいに入ってきて、どれぐらいで本市に合うように決めていかないと

いけないのかっていう時間的なものをちょっと教えていただきたいです。

○委員長（義本みどり） 澤口参事。

○健康増進課参事（澤口久美子） 資料の、すみません、1枚目ですね。1枚目に、すみません、ちょっと記載をさせていただいているんですけども、政府のほうの、国の計画を政府行動計画と言っておりまして、令和6年7月に国のほうが改定をしております、その後、兵庫県の計画が令和7年3月に改定をしております。その後、その年の3月に県のほうから説明会がありまして、市のほうでも独自に計画をつくるようにということで説明がありまして、おおよそ1年間の期間を経て作成をしてきたというふうな経過になります。それで、国のほうは令和8年の6月には策定をするようにということで言っておりますので、その期間1年3か月ほどが長いのか短いのかというところではあるんですが、担当課としてはちょっとタイトだったかなという思いは少し感じております。（発言する者あり）

すみません、県のほうでは、市の計画は令和8年7月までということで、申し訳ありません。気持ちとしては、感覚的には少しタイトであったような感覚としては感じております。以上です。

○委員長（義本みどり） 北原委員。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。

ちょっとごめんなさい、ふさわしい質問なのかどうか分かんないんですけど、十分吟味、時間的なことはもちろんあると思うんですけど、ややもすれば、文言を多少、本市に合うように変えるだけで、実態の中身が伴っているものなのかどうかかっていうのがちょっと疑問なだけなんですけど、例えば今いうリスクコミュニケーションとかっていう文言って、下りてきたから使っているのか、それとも、もともと本市でもそういう考え方があったのかって大きな違いがあると思うんですけど、いや、言われたからですってちょっと言いにくいかもしれないんですけど、そこが本市に合わない部分は削除していくものなのか、それとも、もう入ってるから、下りてきたものに入っているから、ほぼそのまま

文言は入れているのかっていうのって、大きく意味合いが変わってくると思うんです。結局そこまで仮にできないのであれば、何かどんどんどん文言だけが大きくなっていってしまうような気がするのです、そこら辺を実態に合ったものにできてるのかってというのが、もちろんそのマンパワー的なこともあるかもしれませんが、それがそういう流れなのかどうかを、ちょっと答えにくい質問になるかもしれないんですけども、お願いできればと思います。

○委員長（義本みどり） 原田部長。

○健康福祉部長（原田 政彦） 今回の行動計画いいますのは、基本的にはもう本当にグローバル、地球単位で起こるような、そういった疾病だったりとか、あるいはもう国の単位の話なので、国のほうがこの計画をまずは策定をして、それを踏まえて今度は県が策定し、県の計画と国の計画を踏まえて市がつくる、そういう手順になってるんです。そうしないと、市独自ではなかなか進めることができないので、国と県、ここに倣って、準じて市の計画としてます。ですので、これリスクコミュニケーション、これについても国のほうからの指示を受けてということになっております。

ただ、このコロナウイルスとかインフル以外の呼吸器疾患、感染症も入ってますので、この部分をどういうふうに捉えるかっていうところはありますけれども、基本的には国や県に準拠して、また、今までの感染症の経験則を踏まえてつくり変えてるというふうにご理解いただけたらなというふうに思います。以上です。

○委員（北原 大策） ありがとうございます。以上です。

○委員（清水 寛） もう1点。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） すみません、もう1点だけ。これはちょっとお願いになるかもしれないです。

平時の取組からが重要っていうことも今回入ってるんですけども、その中で特に教育支援に関して今、タブレットが配られてというタイミングがコロナだったんですけども、なかなかそれが、ここで学

校ごとでちょっと温度差があって、うまく活用できないのかっていうことが多々ありました。今もお、そうかもしれないのかなと思いますので、その点について、やっぱり平時から日頃からタブレットで、特に今、学校になかなか通いづらい子たちがオンラインで参加できる体制っていうのができてますから、そこも含めて、改めてこの計画も実行あるものにしていくために、要は側面支援というか、教育だけではない、こちらからそういう声を上げていくということも必要かなと思うんですが、その点についていかがお考えでしょうか。

○委員長（義本みどり） 澤口参事。

○健康増進課参事（澤口久美子） 今、清水委員からご指摘があった点につきましては、計画の中でもそういった記載を予定しておりまして、また、庁内の各部署と各担当する内容について協議をさせていただき予定しておりますので、今いただいた意見につきましては、教育委員会のほうにもまた伝えていきたいと思っております。以上です。

○委員長（義本みどり） 清水委員。

○委員（清水 寛） 防災訓練の一端とか、そういうことでもいいのかなと思いますので、ぜひよろしくをお願いします。以上です。

○委員長（義本みどり） ほかがございませんですか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） それでは、ないようですので、豊岡市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定については、この程度でとどめておきたいと思えます。

以上で当局側に説明願う協議・報告事項は終了いたしました。

この際、委員の皆さん、当局の皆さん、何かご発言はございませんか。

北原委員。

○委員（北原 大策） 武田参事、ご挨拶はないんですか。

○委員長（義本みどり） ご辞退。

○委員（北原 大策） えっ、あ、ご辞退。

○委員長（義本みどり） 気にかけていただいてありがとうございます。

○委員（北原 大策） いえいえ。

○委員長（義本みどり） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） なければ、この件はこの程度にとどめたいと思います。

それでは、当局の皆さんは退席していただいて結構です。どうもありがとうございました。

暫時休憩いたします。

午前１０時３２分休憩

午前１０時３２分再開

○委員長（義本みどり） 休憩前に引き続き委員会を再開します。

引き続きまして、行政視察研修についてを議題といたします。

管外行政視察につきましては、例年７月に日帰りもしくは１泊２日で実施しております。本日は、日程と視察先について協議をお願いいたします。資料がSide Booksに保存しておりますので、ご覧ください。

日程について、まずご意見ををお願いいたします。

○委員（岡本 昭治） 毎年、同じような時期ですよ。そこしかないですよ。

○委員長（義本みどり） ７月の６から１０ですね。というご意見がありましたが、いかがですか。

○委員（岡本 昭治） ７月の７が豊病。

○委員長（義本みどり） ああ、本当ですね。ああ、入ってますね、７。

○委員（岡本 昭治） ああ、入ってますか。ああ、ありますね。書いてある。

○委員長（義本みどり） 入ってます、書いてあります。これを除いてっていうことになりますね。６、８、９、１０の中ですかね。

では、日程は、この週の７を除いてというところよろしいでしょうか、この中で。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員（岡本 昭治） １泊なのか。

○委員長（義本みどり） １泊、そうですね。行き先にもよるかと思うのですが、前回のときに、委員会の中で候補として三木市にある兵庫県立広域防災センターについてご意見、お話が出たかと思しますので、資料がSide Booksのほうに入っております。

○委員（石田 清） これだったら一日で。

○委員長（義本みどり） 一日で、日帰りで……。

○委員（石田 清） 私はよろしいかと思いますが。

○委員長（義本みどり） 皆さん、いかがですか、これで、防災センターでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） では、三木の防災センターを行き先にするということで、ということは、一日でということにさせていただきます。

あとは、ちょっと受入先との調整になりますかね。

○委員（岡本 昭治） そうです。

○委員長（義本みどり） メニューを、ちょっとまた、ごめんなさい、メニューだけ、ご希望とか、もしあれば。

メニューがどれだったか、何か。これか。

じゃあ、これも、こちらと委員長、副委員長、それから事務局の方と相談して決めさせていただくということでもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） そんなにたくさんあるわけではないような感じですので。

では、この件はこの程度にとどめたいと思います。

○事務局主幹（船越 初美） すみません。

○委員長（義本みどり） 事務局。

○事務局主幹（船越 初美） こちら１か所だけでよろしいでしょうか。

○委員（清水 寛） お任せします。

○委員長（義本みどり） ちょっと待ってくださいね、今、資料のほうを。

○委員（岡本 昭治） 三木だと２時間ぐらい。

○事務局主幹（船越 初美） かからない。

○委員（中尾 浩二） 約１時間半ぐらい。

○委員長（義本みどり） じゃあ、１か所でじっくり

するという形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（義本みどり） では、そのようにまた組んでまいりたいと思いますので、また何か相談事項がありましたら皆さんにメール等でお知らせさせていただきますので、そのときはよろしく願いいたします。

じゃ、この件は、この程度にとどめたいと思います。

最後に、委員の皆様から、ほかに何かございましたらお願いいたします。

○委員（岡本 昭治） 特にありません。

○委員（中尾 浩二） 委員長、すみません。

○委員長（義本みどり） はい。

○委員（中尾 浩二） 今1時間半と言いましたが、1時間50分ぐらい。

○委員長（義本みどり） はい、分かりました。余裕で2時間弱ですかね。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の防災対策調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時38分閉会
